

被災者支援チェックリスト

(2018年10月版)

個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。

フローに沿って
支援情報を
チェック☑

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- お金の支援制度（給付・貸付）・・・→②③へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

詳しくは、各制度の（ ）内に記載された窓口等にご相談下さい。

監修 静岡県弁護士会沼津支部 ☎055-931-1848 FAX 055-934-0260

① 災害時特有の制度・問題

□り災証明書とは

市町村が発行窓口となる、地震・水害等による家屋被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）を証明するもの。各種支援金、税の減免、融資申請等に必要です。
生命保険、損害保険の請求には原則不要です。
被害証明のために可能なら屋内外の写真をたくさん残しましょう。

□応急危険度判定とは

余震等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性等をチェックするもの。危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーが貼られます。
り災証明書のための被害認定とは異なる制度です。
赤（危険）＝全壊認定、ではありません。

□権利証や健康保険証などの紛失

不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預貯金については金融機関にご相談を。
また、健康保険証が手元になくても、氏名、生年月日等を医療機関に伝えれば保険診療を受けることができます。

□境界標や石垣の基礎部分について

これらは土地の境界の特定に役立ちますので、可能な限り保存に努めてください。

□運転免許証の有効期間延長

特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。

□廃車手続（運輸局・運輸支局）

津波で自動車が流されてしまった場合、手続を緩和して抹消登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

② お金の支援制度（もらえる）

□被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）

※④を参照（最大300万円）

□災害弔慰金法による給付（市町村）

- ・災害弔慰金（遺族に最大500万円）
- ・災害障害見舞金（重い後遺障害に最大250万円）

□義援金（各自治体）

被害の内容、程度、自治体により異なります。義援金申請では、り災証明書が必要になることも。

□生活保護（都道府県・市町村）

避難所等の避難先での申請が可能です。義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です。

③ お金の支援制度（借りられる）

□災害弔慰金法による貸付（市町村）

災害援護資金制度（負傷・住家被害 最大350万円）

□生活福祉資金貸付制度（社協）

緊急小口資金（10万円・無利子）
災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）
その他（総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

□母子父子寡婦福祉資金貸付金（自治体の福祉事務所）

被災者には償還金の支払猶予措置もあり。

□年金担保貸付、労災年金担保貸付（独立行政法人福祉医療機構）

年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。

□恩給等担保貸付（日本政策金融公庫等）

恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。

□不動産担保によるリバースモーゲージ貸付（住宅金融支援機構）

60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例もあり。

④ 住宅の修理・再建の支援制度

□被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）

基礎支援金（全壊等100万円）、加算支援金（住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）
※賃借人も対象。使途の制限はありません。
※単身世帯は4分の3
※加算支援金（補修）の受給で災害公営住宅の入居資格を失う可能性があります。

□災害救助法の応急修理（都道府県・市町村）

応急修理補助（58万4,000円/2018年基準）
※ただしこの制度利用で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。

□公費解体（市町村）

大規模災害時、全半壊家屋は公費（無償）で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災度区分判定（日本建築防災協会・有料）の利用も検討を。

□生活福祉資金貸付制度による住宅補修費貸付（社協）

250万円以内（無利子～1.5%）、所得要件等あり。

□母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（自治体の福祉事務所）

住宅の補修等について200万円以内で貸付。

□建設・購入の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）

半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。

□修理の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）

り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。

□自治体独自の支援策

能登半島地震での新築時支援金、熊本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

防災かわら版



防災気象情報や避難情報に「警戒レベル情報」が追加されます。

災害発生のおそれの高まりに応じて、住民の皆さまがとるべき避難行動を直感的に理解できるよう、気象庁が発表する「防災気象情報」や市が発令する「避難情報」などの避難行動を促す情報に「警戒レベル情報」が追加されます。

左表を参考に「従来の避難情報」がどの警戒レベルになるのか「警戒レベル」に応じて、どのような避難行動をとるべきなのか」について、考えてみてください。
災害はどのような状況で発生するかからないため、身の危険を感じたら、警戒レベル等に関係なく、身の安全を守るため避難行動を早目にとるような心がけてください。

5月20日、市は県弁護士会と平時の災害対策と災害時被災者支援活動に関する協定を締結しました。これにより、災害発生時に、被災者支援担当者として派遣された弁護士に、法律や生活再建支援などの相談ができるようになります。
※県弁護士会が配布している被災者支援チェックリストは、9、10ページに掲載しています。
問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩）☎36 4 1 4 5

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)
警戒レベル4	速やかに避難場所へ避難をしましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） (市町村が発令)
警戒レベル3	避難に時間を要する方（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。	避難準備 高齢者等 避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	警報級の可能性 (気象庁が発表)

※必ずしも警戒レベルの順番通りに発令されるとは限りませんので、ご注意ください。

※「災害発生情報」は、災害発生を把握した場合に可能な範囲で発令するものであり、「避難指示（緊急）」は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令するものです。いずれの情報も、災害発生のおそれが高まった場合に必ず発令されるものではないということに留意してください。

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事



年金額改定通知書 年金振込通知書とは

年金額改定通知書

4月から改定された新年度の年金額の総額をお知らせするものです。

令和元年度は全部でどれだけ年金が支給されるのかが、示されたものです。

年金額振込通知書

支払月（基本的には偶数月）それぞれの月に支給される年金支払額などをお知らせするものです。

6月初月に届きます

既に、「年金額改定通知書」や、「年金振込通知書」が届いている方もいると思います。令和元年度に支給される年金額が記載されておりますので、ご確認ください。

なぜ6月なの？

令和元年度の年金額なのに、なぜ3月や4月に通知が届かず、6月なのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。

これは、4月に支給される年金は「4月、5月分」の年金ではなく、「2月、3月分」の年金だからです。6月に支給される年金が「4月、5月分」と、新年度の年金額になるので、毎年6月初旬に新年度の通知が届きます。

年度途中で通知が来ることも

遺族年金を受給することになった場合や、特別徴収（年金天引き）している健康保険税（料）があった場合など、支給される年金額に変更があった際には通知が届きますので、その都度ご確認ください。また、インターネットを使用できる環境にある場合は、「ねんきんネット」でいつでも受給する年金額を確認できますので、ご利用ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係（窓口③）☎23 9 2 2



裏面とあわせてご利用ください

